第１３回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和８年３月１６日（月）　　午後　１時２９分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和８年３月１６日（月）　　午後　２時１１分

４．出席委員（１６名）の番号及び氏名

１番　瀬戸弘之	２番　田村昭弘	３番　三浦大俊	４番　貴田徳正
５番　佐藤幸一	６番　瓜田弘樹	７番　一戸辰美	８番　神成和也
９番　棟方廣光	10番　菊池俊輔	11番　泉直也	12番　佐藤勝利
13番　長内悟	14番　鈴木照子	15番　秋庭礼子	16番　一戸祐治
17番　川村博行	18番　下山勝源		

５．欠席委員（２名）
１番　瀬戸弘之
10番　菊池俊輔

６．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　参与及び書記の任命
第３　議案第４５号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について
議案第４６号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第４７号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
議案第４８号　農地所有権移転に係る農用地利用集積計画(案)に関する意見の決定について
議案第４９号　農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画(案)に関する意見の決定について
議案第５０号　農作業の賃金協定の決定について
議案第５１号　令和８年度　最適化活動の目標の設定等について
議案第５２号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第２４号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第２５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　秋庭誠一	事務局次長　當麻和信	主幹　石村浩一	主事　棟方裕二

８．会議の概要

開会　　午後１時２９分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　　長　　只今の出席委員は１６名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第１３回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議　　長　　直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、７番一戸辰美委員と８番神成和也委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議　　長　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第４５号から議案第５１号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に議案第４５号について事務局より説明願います。

事務局　議案第４５号農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見についてです。
農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり申請書の提出があったので県に送付するため意見を求める。本案件は２件です。
１件目は土地の表示が〇〇、地目が畑、
面積が〇〇㎡となっております。申請理由は会社事務所建築のためとなっております。
農地区分につきましては農業振興地域内、第３種農地となっておりますので許可相当と認められます。
２件目は土地の表示が〇〇、地目は田、面積は〇〇㎡となっております。
申請理由はりんご一時集積場建設のためとなっています。農地区分につきましては農業振興地域内の第１種農地となっています。
第１種農地は原則不許可でございますが、農業用施設の設置に関しては許可の例外に該当しますので許可相当と認められます。
説明は以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案第４５号について現地調査した委員から報告をお願いします。９番棟方廣光委員。

棟方委員　９番棟方です。では報告します。
去る３月４日、神成委員、事務局と現地調査を行いました。転用関係は２件です。
１件目は〇〇地区に位置する畑の転用申請です。面積は〇〇㎡で転用の目的は会社事務所建築のためとなっています。申請地の周辺は、北側、南側、西側が宅地、東側が町道に接しており付近に被害を及ぼす恐れは無いと認められます。
２件目は〇〇地区に位置する田の転用申請です。面積は〇〇㎡で転用目的はりんご一時集積所となっております。申請地の周辺は、北側、東側が田、南側が水路、西側が農道に接しており付近に被害を及ぼす恐れはないと認められます。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第４６号および議案４７号審議に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
８番神成和也委員。

神成委員　はい、８番神成です。それでは報告いたします。
去る３月４日、棟方廣光委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が４件、使用貸借が２件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議　　長　それでは、議案第４６号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第４６号農地法第三条第1項の規定に基づく農地所有権移転の方について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は４件です。№.１から№.４について説明いたします。
普通売買が１件、贈与が３件となっています。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため､許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第４７号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第４７号農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は２件です。農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第４８号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第４８号農地所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画案に関するの意見決定について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は３件です。
以上です。

議　　長　なお、本件につきまして鶴田町農業委員会会議規則第２５号に基づき、本議案№.１の対象である○○委員は本案件終了まで退席をお願いします。
ただいま、事務局より説明のありました議案第４８号№.１について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。直ちに評決に入ります。
議案第４８号の№.１について原案通り決するに賛成の委員は挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますでの本案は原案通り決しました。本案件が終了しましたので○○委員を復帰させます。
次に、議案第４９号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第４９号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関するの意見決定について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は３件です。契約期間および賃借料については記載の通りです。
以上です。

議　　長　なお、本件につきまして鶴田町農業委員会会議規則第２５号に基づき、本議案№.１の対象である○○委員は本案件終了まで退席をお願いします。
ただいま、事務局より説明のありました議案第４９号№.１について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。直ちに評決に入ります。
議案第４９号の№.１について原案通り決するに賛成の委員は挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますでの本案は原案通り決しました。本案件が終了しましたので○○委員を復帰させます。
次に、議案第５０号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５０号農作業賃金協定の決定について、令和８年度農作業の賃金協定について、別紙資料に基づき総会の決定を求めます。この標準賃金表案につきましては先月の16日に役員会を開催し他市町村の平均額を参考にしながら調整、協議をした結果となってございます。
まず、農作業賃金としては、田植え、稲刈り、水田一般作業について令和７年１１月青森県の最低賃金の改正がありまして、１時間あたり９５３円から１,０２９円と上がっておりますので１日８時間の労働で換算しますとこちらが８,２３２円となりますので、１００未満を切り上げまして、日当８,３００円が望ましいと考えました。
果樹の剪定につきましては一番高いところで１３,９００円、一番下が１１,０００円となっていますので、去年が８０００円から１１,０００円だったんですが、最低賃金等も考えまして１０,０００円から１３,０００円が望ましいというふうに考えました。
請負料金の水田耕起荒かけ代かき、耕起から代かきまでについきましても昨年度より上がっている市町村が多く、昨年度より総額を引き上げるのが望ましいと考え、この金額となっています。
コンバインにつきましては昨年度より引き上げ、結束が１６,０００円、カッターが１４,０００円が望ましいと考えました。
稲わら収集機、畑の耕起に関しては他の市町村と比較して、収集の方を引き上げ、他は据え置くのが望ましいと考えました。
またスピードスプレイヤーについては引き上げている市町村が多く、同様に引き上げるのが望ましいと考え昨年の５,５００円から８,０００円としてございます。
最後に令和７年１月から１２月までの賃貸借の実績として、水田が１０アールあたり３８,９６７円、果樹のほうが１０アールあたり１１,９５１円となっております。
当町農業委員会で決定される農作業賃金表は、あくまで目安でございまして、当事者間で賃金等を取下げ取り決める際のあくまで参考としてご利用いただくことになってございます。以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案第５０号について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑討論を打ち切ります。

議　　長　次に議案第５１号について事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５１号令和８年度最適化活動の目標の設定等についてです。

令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第１の２に基づく、令和８年度最適化活動の目標の設定等について決定を求める。
こちらは農地利用最適化交付金という事業を使っておりまして、この事業をやる関係上、目標を設定して実績を報告するということになっております。目標につきましては添付資料のとおりとなっております。以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案第５１号について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑討論を打ち切ります。

議　　長　それでは表決に入ります。
議案第４５号から議案第４７号、議案４８号NO１～３、議案第４９号NO２から議案５１号までについて原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告２４号について事務局より説明願います。

事務局　報告第２４号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
№１について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第２５号について事務局より説明願います。

事務局　報告第２５号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１から№３ついては、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後１４時０８分）

【暫時休憩】

議　　長　再会します。（午後１４時１０分）

議　　長　本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第１３回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１４時１１分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年３月１６日

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿